

令和4年度 集団指導資料

八街市指定居宅介護支援事業所
八街市指定地域密着型サービス事業所
八街市介護予防・日常生活支援総合事業

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

2. 令和6年3月31日までに策定しなければならない事項について
 - (1) 虐待の防止に係る措置
 - (2) 業務継続計画の策定等
 - ア. 感染症に係る業務継続計画
 - イ. 災害に係る業務継続計画
 - (3) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

3. 指定更新、変更等の届出について
 - (1) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について
 - (2) 指定申請等文書の標準化

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

制度等に係る変更等の情報については、随時、電子メールにより各事業所あてに送信します。そのため、事業所のメールアドレスに変更等があった場合には八街市福祉部高齢者福祉課あてにその旨のメールを送信してください。

そちらのメールに記載されているリンク先や、メールにファイルの添付があった場合にはそのファイルを参考にしてください。

※なお、参考までに次節の「(2) 業務継続計画に関する作成」に関し、「感染症編.zip」及び「自然災害編.zip」のファイルを添付して2月中旬に各事業所あてに送付しており、このような方法、またはホームページのリンク先の掲載という方法により情報提供いたします。

2. 令和6年3月31日までに策定しなければならない事項について（全サービス共通）

(1) 業務継続計画の策定等

ア. 業務継続計画（BCP）とは

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための計画
- ・非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

イ. 事業者は従業者に対し、

- ・BCPについて周知
- ・必要な研修及び訓練を定期的に行う

ウ. 事業者はBCPについて

- ・定期的に見直す
- ・必要に応じて変更を行う

エ. BCPに記載する事項については、以下を参照

A. 感染症に係る業務継続計画

厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

B. 自然災害に係る業務継続計画

厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

※BCP作成支援に関する研修動画や、ひな形については、以下のリンク先に掲載されています。

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

（２）感染症の予防及びまん延防止のための措置

講ずべき措置

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練
- 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

※感染症の予防及びまん延防止のための研修については、以下のリンク先に掲載されています。

厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

（３）虐待の防止に係る措置

ア．以下の観点から措置を講ずる

- ・虐待の未然防止
- ・虐待等の早期発見
- ・虐待等への迅速かつ適切な対応

イ．講ずべき措置

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会
- ・虐待防止のための指針
- ・虐待の防止のための従業員に対する研修
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

※虐待の防止に関する研修については、以下のリンク先に掲載されています。

厚生労働省「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

3. 指定更新、変更等の届出について

(1) 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現するため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請が今後実現される予定。

(2) 指定申請等文書の標準化

介護現場の文書負担軽減を図るため、指定申請のための様式の標準化に向け、標準様式例が厚生労働省より提示。

八街市もこれに倣い、令和5年度に様式の変更を予定しており、時期等については随時情報提供します。

また、変更までの間については、従前の様式により提出をお願いします。

※厚生労働省「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

八街市「介護サービス事業所 各種申請等」

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/13/34618.html>